

フランス絶対王政期の地方長官補佐について

——アンジエ管区を中心に—— (二)

林
田
伸
一

はじめに

フランスの王権は、十六世紀の三十年代までには大諸侯領を王領に組み入れ、国王の主権的支配を王国全体に拡げていた。しかし、これは形の上のことであつて、独自の歴史と文化を背景に大きな自立性をもつ諸地方を官僚機構によつて実質的に王権の下に統合して行く努力を、その後フランスの絶対王政は行わなければならなかつた。

この中央集権化の過程は、二つの段階を経て遂行されたと考えられているが、それはこれを担う官僚の性質に関わつているので、まずフランス絶対王政期の官僚の諸類型に簡単に触れておこう。これについては、通常は官職保有官僚 *officiers* と特任 (委任) 官僚 *commissaires* の二つの類型が挙げられる⁽¹⁾。官職保有官僚は売買される官職 *office* を購入し、官職購入者の身分規定を含む官職叙任状 *lettre de provision* を交付され職に就くもので、絶対王政期の官僚の圧倒的多数を占める。これに対して特任官僚は、国王による特定の職務の委任 *commission* を定めた特任状 *lettre de commission* により任命される。官職保有官僚は、官職を家産とみなしており、職務違反の場合を除いて罷免されることはなく、ほとんどが在地の有力者であつたから、中央政府からの独立性が高かつた。これに対し、特任官僚は国王による自由な任命・罷免が可能で、非在地性を特色とする。特任官僚の中でもっとも重要なものが地方長官 *intendants* である。これに加えて、第三の類型として、中央では財務総監や国務卿の下で、地方では地方長官の下で、部局を形成し実務を行う *commis, secrétaires* などと呼ばれる事務官僚、また、土木局 *ponts et chaussées* の技

師やマニユファクチュア監察官などの技術官僚が挙げられ、近代官僚の先駆と性格づけられることもある。⁽²⁾ただし、第三の類型は、十八世紀のとくに後半からしだいにその数が増加するので、絶対王政期全体を通じてはやはり前二者が重要であろう。

先に述べた中央集権化の二つの段階とは、次のようなものである。まず第一段階では、在地の富裕なブルジョワ層を官職保有者として大量に取り込みつつ、王権の地方行政機構が整備される。しかし、絶対王政が本格的に展開しはじめりシユリユ期以降、地方的諸特権の擁護者としての一面をもつ官職保有官日僚との利害の不一致が目立つようになると、王権は、国王直轄で多くはバリ出身のエリート行政官僚たる地方長官の制度を徐々に地方行政の軸にして行くことになる。

しかし、各地に派遣された地方長官は、まだコミュニケーション網が未発達な中でかなり広い地域を任地として担当せねばならず（一七八九年の時点で、フランス全国が三十三の地方長官管区に分けられている）、しかも委ねられた権限は地方長官の正式の名称 *intendants de justice, police et finances* が示すところ、司法・治安維持行政・財政に及ぶ広範なものであったから、地方長官はそれぞれの任地で、その手不足となつて活動する者たちを持つことが不可欠であった。こうした者たちには二種類あり、ひとつは、地方長官のお膝元において形成された地方長官府の部局を形成する直属の部下たちであり、もうひとつは、地方長官が国王から委任された権限を地方長官から再委任されて活動する地方長官補佐 *subdélégués des intendants* ⁽³⁾ である。地方長官補佐は当初は、地方長官がそうであったように、定められた管轄区をもたず特定の用件について権限を委ねられ活動していたが、やがて地方長官区内でそれぞれの管轄区をもつよう

になった。地方長官は、その管轄区内を巡回することはあったが、ほとんどの時間は地方長官府の置かれた都市に駐在していたから、王権の地方行政の前線にあつて住民と直接関係を持っていたのは、この地方長官補佐たちであった。それゆえ、フランス絶対王政の地方行政の研究のためには、地方長官レヴェルから一段下りた地方長官補佐レヴェルでの活動について見るのが重要なことは容易に推測されよう。本稿が対象とするのは、この地方長官補佐である。

ここで、地方長官補佐の研究史について述べておこう。地方長官補佐の研究は地方長官の研究と比較すると著しく少ない。地方長官補佐については、まず制度史研究とくに古典的な地方長官研究の中で、地方長官制度の制度的な発展という枠組みの中で言及された。ここでは地方長官補佐は、「近代的な性格をもつ」⁽⁴⁾地方長官を補助するものとして大きな役割を果たしたと評価される。ブルターニュの地方長官を扱ったフレヴィルの著作は古典的な地方長官研究の代表的なもので、地方長官補佐への言及も他の研究と比べれば多いが、フレヴィルはこう述べる。「地方長官補佐による権限の行使に反対する」これらすべての抗議と抵抗にもかかわらず、地方長官補佐たちはしだいにその権威を押しつけていった。(中略)すべての地方長官補佐が模範的な誠実さと公正さを備えていたわけではないが、地方長官フエード⁽⁵⁾ドブルーは、かれらを官僚機構の構成員にすることに成功したのである。制度史研究の中でも、地方長官補佐が在地の有力者とりわけ官職保有者層から採用され、中央集権化を進める王権の理念と矛盾する面があることは早くから指摘されていた。だが、それは、地方長官制度の克服すべき欠点として捉えられる傾向が強く、近代国家とは異なる絶対王政に特有の権力秩序を問うまでには至らなかった。しかし、絶対王政像の、ひいては地

地方官像の見直しが始まると、在地の有力者から採られる地方長官補佐の存在そのものが、古典的な地方長官像の修正を求める論拠とも見られるようになる。ブルターニュにおける地方長官補佐官職の売買の問題を考察した、わが国でよく知られている吉田弘夫の研究もそうした潮流の中から現れたものであった。⁽⁷⁾

これらの研究の主眼はあくまで地方長官制度にあったが、他方、地方長官補佐それ自体を対象にした研究としてはリコマールのそれが早くからあった。リコマールは主として地方長官補佐が売官職とされていた時期（一七〇四―一七一五年）を対象として、その法的・制度的側面を詳細に検討していた。⁽⁸⁾

ところで、以上の諸研究においては、地方長官補佐が実際にどのような仕事をし、どのような機能を果たしていたのかについての関心が希薄であった。これは、地方長官補佐が二義的な対象でしかなかったり、視角や時期の制約に由来するものである。この問題を扱った論文、またこれを考察する上で有用な研究が現れ始めたのは、ようやく近年になってのことである。地方住民の擁護者としてその困窮を地方長官に伝えた点を強調したトリピエ、⁽⁹⁾食糧危機の時期における穀物流通に対する地方長官補佐の対応を扱ったスリジエ、⁽¹⁰⁾地方長官補佐の管区地図およびそこから浮かび上がってくる地方長官補佐の特徴を論じたジャン・ルピエール・グーペールとアルペロ、⁽¹¹⁾フランシユ・コンテの地方長官研究の中ではあるが地方長官補佐についても興味深い活動の事例を示したプロソーラの研究がそれである。また、プロヴァンスの地方長官研究で知られるエマニュエリが『絶対王政の神話』⁽¹²⁾の中で行っている地方長官補佐についての言及は、短い、その活動の実態を考察する上で多くの示唆を含んでおり、⁽¹³⁾同様にグルヴェもフランス北部の事例を示しつつ、地方長官補佐研究のポイントを指摘している。⁽¹⁴⁾さらに、地方長官補佐それ自体を扱ったもの

ではないが、市長選という地方政治の中で地方長官補佐がどう動いたかという事例を示している吉田弘夫の論稿も興味深い。⁽¹⁵⁾

これらの新たな成果をも参照しつつ、本稿では、トゥール地方長官管区内のアンジェ管区における事例を中心に、地方長官補佐の活動の実態を明らかにし、それを踏まえて絶対王政の統治構造における地方長官補佐の機能を考えたい。⁽¹⁶⁾

註

- (1) 千葉治男「フランス絶対王政の官僚機構」岩波講座『世界歴史』十五、一九六九年、所収。François Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, Domat Montchrestien, 1948, pp. 458-68 (摘浩訳『フランス法制史概説』創文社、一九八六年、六八五―九八頁)。
- (2) Roland Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2 vol., PUF, 1974-80, t. 2, pp. 34-35; Bernard Barbiche, *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, PUF, 1999, pp. 77-87.
- (3) subdélégués (sɔ̃deleɡe)とは(以下で説明しておく)。déléguésとは「上位者から権限を委任された者」の意であり、subdéléguésとは、その délégués からさらに権限を委任された(再委任された)下位者の意である。なお、再委任 subdélégation という法的行為は地方長官だけが行ったものではなく、他の特任官もこれを行っている。したがって、subdéléguésとは、地方長官を補佐する者たちに限られた呼称ではないが、しだいに地方長官の subdélégués が他の subdélégués と比較にならないほどよく知られた存在になったので、十八世紀には、subdélégués と言えは、全くに断りのなき限り subdélégués des intendants を指すようになつていた。subdélégation の概念については、以下の論文がある。Michel Antoine, *La notion de subdélégation dans la*

- monarchie d'Ancien Régime, *Bibliothèque de l'École des Chartes*, t. CXXXII (1973), pp. 267-87 ; repris dans, *Le dur métier de roi. Etudes sur la civilisation politique de la France d'Ancien Régime*, PUF, 1986.
- (4) たしなめ守 Charles Godard, *Les pouvoirs des intendans sous Louis XIV, particulièrement dans les pays d'élection de 1661 à 1715*, Paris, 1901, p. 439°.
- (5) Henri Fréville, *L'intendance de Bretagne (1689-1790) : essai sur l'histoire d'une intendance en pays d'états au XVIII^e siècle*, 3 vol., Rennes, Plhon, 1953, t. 1, pp. 181-82.
- (6) Georges Pages, *La monarchie administrative en France sous Louis XIV et Louis XV*, Les Cours de Sorbonne, Centre de Documentation Universitaire, Paris, 1932, p. 165.
- (7) 吉田弘夫「インタンタン制における地方長官補佐官職の売買について」(上)(下)『紀要』〈北海道教育大〉(第一部四)二二二—二一九(一九七一年)二年。
- (8) 売官職の問題を扱ったものとして、ジュリアン・リコマンド。Julien Ricommand, L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants (1704). L'installation des titulaires dans leurs offices et les conséquences de leur création, *Revue historique de droit français et étranger*, 1942, pp. 67-111 ; Id., L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants, L'application dans l'ensemble du royaume de l'édit d'avril 1704, *Revue historique de droit français et étranger*, 1943, pp. 155-208 ; Id., L'édit d'avril 1704 et l'érection en titre d'office des subdélégués des intendants, *Revue historique*, t. CXCIV, 1945, pp. 24-35 et 123-39 ; Id., La suppression et la liquidation des offices des subdélégués des intendants, *Revue historique de droit français et étranger*, 1948, pp. 36-95 ; Id., Les subdélégués des intendants en titre d'office et leurs greffes dans le département de Metz (1704-14), *Revue historique de droit français et étranger*, 1953, pp. 521-58 ; Id., Les subdélégués en titre d'office dans la « province et frontière » de Champagne (1704-15), *Mémoires Soc. Agric. Comm. Sciences et Arts de la Marne*, sér. 2, t. XXVIII (1953-54), pp. 377-87 ; t. XXIX

- (1955), pp. 69-83 ; t. XXXI (1959), pp. 41-57 ; Id., Les subdélégués en titre d'office dans les Flandres et le Hainaut, *Revue du Nord*, t. XLII (1960), pp. 27-62 ; Id., Les subdélégués en titre d'office et leurs greffiers dans l'intendance de Bretagne, *Annales de Bretagne*, t. LXVII (1960), pp. 255-308 ; t. LXVIII (1961), pp. 437-71 ; Id., Du recrutement et du nombre des subdélégués en titre d'office dans l'intendance de Bretagne (1704-1715), *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1961, pp. 122-52 ; Id., Les subdélégués en titre d'office en Provence (1704-1715). Les rapports du subdélégué de Marseille avec les maire et échevins de la ville, *Revue historique de droit français et étranger*, 1965, pp. 409-57.
- ニロトールニシテ、その他は其官職に於ける種の特異な家族に於ては、Id., Les subdélégués des intendants jusqu'à leur érection en titre d'office, *Revue d'histoire moderne*, t. 12, 1937, 1^{re} partie, 1^{re} section, pp. 139-48 et 190-95 ; 1963, pp. 1-7 2^e, 48, 82°.
- (6) Yves Tripiet, Un agent du pouvoir central soucieux du sort de ses administrés, le subdélégué de l'intendance à Brest (1690-1790), *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. LXXXV, no 4, 1978.
- (7) Patrick Cerisier, Les subdélégués de l'intendant Tabboureau et le commerce des grains en Hainaut à l'époque de Terray (1769-1774), *Revue du Nord*, n. 309, Janvier-Mars LXXVII, 1995, pp. 29-58.
- (8) Guy Arbellot et Jean-Pierre Goubert, De la cartographie historique à l'histoire de l'espace administratif, les subdélégations françaises à la fin du XVIII^e siècle, *Histoire comparée de l'administration*, Munich, 1980, pp. 405-21 ; Arbellot, Goubert et al., *Carte des généralités, subdélégations et élections en France à la veille de la Révolution de 1789*, Paris, Editions du Centre National de la Recherche Scientifique, 1986.
- (9) Colette Brossault, *Les intendants de Franche-Comté, 1674-1790*, Paris, Boutique de l'Histoire, 1999, pp. 60-108, pp. 215-56.

- (13) François Xavier Emmanuelli, *Un mythe de l'absolutisme bourbonien : l'intendance, du milieu du XVIIIe siècle à la fin du XVIIIe siècle*, Publication de l'Université de Provence, 1981, pp. 50-54.
- (14) René Grevet, *Être subdélégué d'intendant dans les provinces septentrionales à la fin du 18e siècle*, *Bulletin de la Société d'histoire moderne et contemporaine*, 1998, nos 3-4, pp. 14-24.
- (15) 吉田弘夫「一七六九—一七〇年におけるカンガン市長選挙について」『史料』〈北海道教育大〉一三二、一九八二年。
- (16) アンジエの地方長官補佐に関わる史料は、Archives départementales d'Indre-et-Loire, série C (以下「ADIL, C.」や略記)・Archives départementales de Maine-et-Loire, série C (以下「ADM, C.」や略記)の二つの県文書館と、アンジエ市文書館 Archives de la ville d'Angers (以下「AM」や略記)に所蔵されている。そのもっとも大きな部分は、地方長官補佐と地方長官の間でやりとりされた書簡である。ただし、残念ながら、トゥールの地方長官関係文書は、十八世紀以前のもはほとんど残っておらず、この点については、アンタル・エ・ロワール県文書館の十九世紀のアルシヴィストであるブランメンの以下の文章も参照のこと。Ch. Loizeau de Grandmaison, *Notice historique sur les Archives départementales d'Indre-et-Loire, dans Inventaire sommaire des Archives départementales antérieures à 1790*, t. I, 1867, p. 16)「われわれの研究に一定の制約を与えている。
- 主たる研究文献としては、絶対王政期のアンジエについて、マイヤールの学位論文 Jacques Maillard, *Le pouvoir municipal d'Angers*, 2 vol., Presses de l'Université d'Angers, 1984 があり、地方長官補佐については言及がある (t. I, pp. 54-57)。またマイヤールは、その後「Le subdélégué de l'intendant est-il l'ancêtre des préfets ? dans *Les préfets de Maine-et-Loire, sous la direction de Jean-Luc Marais*, Presses Universitaires Rennes, 2001, pp. 201-10 において、地方長官補佐を十九世紀以降の知事との比較を念頭において論じている。前者では、アンジエの地方長官補佐の特定という重要だが実際に行うとなるとやっかいで時間を要する調査がすでに行われており、後者では、アンジエの地方長官補佐が扱ったいくつかの問題についての言及があり、この二つ

の研究は、われわれの地方長官補佐研究の出発点となった。

なお、アンジエの地方長官補佐を任命するのは、トゥール地方長官管区の地方長官であり、これに関しては、François Dumas, *La généralité de Tours au XVIII^e siècle. Administration de l'intendant Du Cluzel (1766-1783)*, Tours, Pericat, 1884がある。このデュマの学位論文は、ドユェクリュゼルの果たした業績を過大評価していたり、地方長官が駐在したトゥール以外の地域については調査がわずかしが行われていないという難点はあるものの、まず参照すべき重要な仕事としてである。

第一章 アンジエの地方長官補佐

第一節 トゥール地方長官府とアンジエ地方長官補佐管区

アンジエの地方長官補佐について述べる前に、まず、トゥールの地方長官府と、この地方長官管区の中でのアンジエ地方長官補佐管区の位置づけについて見ておこう。アンジエで地方長官補佐が史料の上で初めて登場するのは一六六四年のことになるが、それ以降にこの管区に赴任してきた歴代の地方長官は、表1のとおりである。

地方長官の手足となつて働く地方長官部局の規模は小さなものでしかない。一七六二年には首席秘書官 *secrétaire en chef* 一名、それぞれの担当分野を持っている二名の秘書官 *secrétaire*、二名の主任事務官

表 1 トゥール管区の地方長官

1664. 1~1666. 4	Colbert (Charles, marquis de Croissy et de Torcy)
1666. 5~1671. 9	Voisin (Jean-Baptiste, seigneur de La Noiraye)
1672. 1~1674. 2	Ribeyre (Antoine de, seigneur d'Homme)
1674. 2~1680. 9	Tubeuf (Charles, baron de Blanzat)
1680.10~1689. 2	Béchamell (Louis, marquis de Nointel)
1689. 2~1701. 8	Hue (Thomas, marquis de Miromesnil)
1701. 8~1709. 8	Turgot (Jacques-Etienne, seigneur de Soumont)
1709. 8~1717.11	Chauvelin (Bernard, seigneur de Beauséjour)
1717.11~1721. 2	Legendre (Gaspard-François, seigneur de Lormoy)
1721. 2~1722. 3	Voyer de Paulmy (Marc Pierre de, comte d'Argenson)
1722. 3~1725. 8	Herault (René, seigneur de Fontaine-Labbé)
1725. 9~1726. 8	Ravot (Jean Baptiste-Nicolas, seigneur d'Ombreval)
1726. 8~1731. 3	Pomereu (Michel-Gervais-Robert de, marquis des Riceys)
1731. 3~1743. 5	Leclerc de Lesseville (Charles-Nicolas, seigneur de Saint-Leu)
1743. 5~1745.10	Pineau (Jacques, baron de Luce)
1745.10~1756. 6	Savalette (Charles-Pierre de, seigneur de Magnanville)
1756. 6~1766.10	Lescalopier (Gaspard-César-Charles, seigneur de Liencourt)
1766.10~1783. 8	Du Cluzel (François-Pierre, marquis de Montpipeau)
1783. 9~1789.12	Daine (Marius-Jean-Baptiste-Nicolas, seigneur de Grandval)

典拠： François Lebrun, Les intendants de Tours et d'Orléans aux 17e et 18e siècles, *Annales de Bretagne*, 1971, pp. 287-305.

principaux commis、そして、書類作成にあたるその他数人によって構成されており、一七八九年の時点では、首席秘書官のジャンティ (Denis-Nicolas Genty) の下に五名の秘書官 *secrétaires en chefs*、五名の事務官 *commis aux expédients* が働いていた。⁽⁷⁾

これら地方長官部局の構成員の特徴として、その在職期間の長さが指摘できる。首席秘書官のジャンティは、一七四〇年にバリの地方長官府で働き始め、その後、地方長官としてトゥールに赴任したサヴァレットに引き抜かれて、サヴァレットに同行して一七四五年に首席秘書官としてトゥールに来る。その後、約四十五年にわたりサヴァレットを含めて四人の地方長官に仕えた。⁽³⁾ また、事務官のパキエは一七四八年に、同じく事務官のベナルドーは一七五四年にトゥール地方長官府で働き始め、革命で地方長官府が消滅するまでその職にあった。⁽⁴⁾ 在職期間が長いため、高齢者も多い。首席秘書官のジャンティは一七八九年の時点で七一歳であり、パキエは六八歳、ベナルドーは六〇歳になっていた。⁽⁵⁾

また、もうひとつの特徴として、かれらがしばしば地方長官との個人的なつながりを持っていたことが挙げられる。ジャンティとサヴァレットについてはすでに見たが、その他にも一七八九年の時点で主任書記を務めていたナドーの事例がある。ナドーは、一七六八年からリモージュの地方長官府で雇われていたが、リモージュの地方長官をしていたデーヌが一七八三年にトゥールに転任して来ると、デーヌと呼ばれて翌八四年からトゥール地方長官府で働き始めている。⁽⁶⁾

地方長官はパリでの生活が長く、赴任先の土地にとつては外来者であることはよく知られているが、このことはトゥールにやって来た地方長官たちにも当てはまる。表1に掲載されている地方長官はすべて中

央で政策の立案などを行うエリート行政官僚の訴願審査官の経験者である。⁽⁸⁾このため、現地の事情に詳しい地方長官部局や地方長官補佐が重要なのだが、その中でも首席秘書官を長年つとめたジャンティの役割は大きかったように見える。そのことを示すアンジエの地方長官補佐管区での事例を挙げてみよう。

一七八三年、ラシャ商人団体の元役員メズレーなる人物が地方長官に陳情を行った。その中で、かれは商人団体の元役員二人が公金横領を行い、会計簿を改竄したこと、それについて自分が訴訟を起こしたことを述べているのだが、この訴訟のさいの地方長官補佐事務所の行動についても次のように非難した。訴訟の陳述は地方長官補佐事務所において行われたのであるが、後日「地方長官補佐事務所の書記の事務員 *le commis du greffier* が陳情者の妻のもとにやって来て、調書の作成費用のうち、陳情者の側の負担金として六リーヴルを請求いたしました。陳情者はそのとき商用でアンジエを離れていたために、妻は夫の同意なくしては支払えないと申しましたところ、この事務員は、もし妻が支払いを拒めば陳述書は地方長官殿のもとに送られないだろうと述べたのであります」⁽⁹⁾。

地方長官ドユークリュゼルは、官職保有官僚によって運営される通常国王裁判所とは異なり、地方長官の下で行われる訴訟については無料で行われるべきだと考えていた。そこで、この陳情書を受け取ったときパリにいたドユークリュゼルは、首席秘書官ジャンティにこう書き送った。申し立てが事実とすれば地方長官補佐事務所の態度を非難されるべきであり、アンジエの地方長官補佐マルソレにジャンティ自らが手紙を書き説明を求めるように、と。⁽¹⁰⁾

これに対し、ジャンティは次のように地方長官補佐事務所の実情を説明し、かれらを擁護した。「地方長

官補佐事務所を取り扱う訴訟事件においては、地方長官補佐のみが無料で仕事をを行い、手数料をいっさい徴収しません。しかしながら、調書の作成は書記たちの仕事であり、この手数料は訴訟当事者たちから支払われます。そして、この額はわずかなもので、だれも不満をもつことはありません。……たしかに地方長官府における調書の作成は無料です。しかし、それは、そうした仕事のために国王から相応の手当てが与えられているからです。……しかし、地方長官補佐事務所の書記たちの場合は事情が異なります。かれらは、調書の作成やその他の臨時収入以外には給与を与えられていないのです。……人は働かなければなりません。そして、その労働は人に生きる糧を与えなければなりません。これは、地位の高い者も低い者も変わりないのです。……さらにまた、書記たちの仕事のうち三分の二以上は無報酬であることも考えてやらなければなりません。兵士の通過、傷病兵の点検、軍人の俸給・半俸給、地方長官府に毎月送る報告や明細書、手紙の筆写、書類の清書等々に関わる仕事がそれに当たります⁽¹¹⁾」。

これを読んだデュックリュゼルは、メズレーを「決して満足することを知らない訴訟好きの田舎者 Paysans」であると判断を一転させたのである。⁽¹²⁾この事件が起こった一七八三年は、デュックリュゼルがトゥールに赴任してきてすでに十七年目のことであり、この一件は、地方長官が任地の実情や自らの行政の末端について十分に理解していないことを窺わせ、また、そうした中でのジャンティの役割の大きさを示していると言えよう。

また、次のような事例もある。最後の地方長官デーヌは、フランス革命が勃発すると地方長官府の部下たちにも知らせずに職務を放擲してパリに戻り、ついでイギリスに渡ってしまい、その後の仕事は、新た

に形成された諸自治体と協力しての八九年冬の労働者の失業対策など重要なものも含めすべて、老いた首席秘書官ジャンティと各地の地方長官補佐たちが行っている。デーヌがトゥールを離れたことをジャンティら地方長官府の者たちが知ったのは、一七八九年九月三十日のことで、その後、十月十七日付けの手紙で、ジャンティはデーヌに宛てて次のように書いている。「あなた宛の手紙をどうやって、そしてどこへ届けたらよいのか、今日までずっと私は知りませんでした。いろいろと調べたのですが、誰も教えてくれませんでした。……実に驚いたことに、ようやく昨日になって、あなたの書類をパリに送るべきこと、そこから現在あなたが居住している場所へ転送されることを知りました」⁽¹³⁾。

このトゥールの地方長官管区は、十六の地方長官補佐管区に分けられていた。地方長官補佐は当初は特定の任務の遂行のために任命され、固有の管轄区をもたなかったが、やがて管轄区をもつようになったものである。ただし、どの時点から管轄区をもつようになったかは明らかでない。一七〇四年に売官職とされたときに地方長官補佐は全国的に管轄区を持つようになったという説を批判して、リコマルは、それ以前から管轄区概念が存在したこと、しかし、一七〇四年に売官化を定めた王令が管轄区に触れていることで、制度化されたとする⁽¹⁴⁾。

これについては地方ごとに差異があると考えられるが、トゥール地方長官区の場合はどうであろうか。地方長官デュクリュゼルを対象としたデュマの学位論文もこの点には言及しておらず、いつから地方長官補佐たちが管区をもつようになったかを直接的に示す史料は、この管区にはおそらく存在しないと思われる。ただ、われわれは、一七〇四年にマイエンヌの地方長官補佐職を八千リーヴルで購入したロペール・

トリビエなる人物の官職叙任状を地方財務局の登録簿に見出すことができ、そこには、この地方長官補佐が管轄区を持つてゐることを示す *subdélégué dans la ville et élection de Mayenne* という記述がある⁽¹⁵⁾。したがつて、売官職になつたこの時点までには、マイエンヌだけでなくアンジエなどトゥール地方長官区の他の地域でも、地方長官補佐たちがそれぞれの管轄区をもつていたと考えられよう。また、後述するように、アンジエでは遅くとも一六九七年から、一時的ではなく恒常的な形で職務を行う地方長官補佐が現れており、この地方長官補佐が管轄区をもつていた可能性は高いと考えられよう。

地方長官補佐の管轄区は、あらたに区画割がなされて設けられたものではなく、既存の行政区分などが利用された。トゥール地方長官管区は、当初十六の地方長官補佐管区に分けられたが、これは十六のエレクシオンに重ねてつくられたものであつた。ただし、十八世紀の半ばに、比較的面積の大きかつた管区が分割され、エレクシオンの首邑以外にも地方長官補佐が置かれることになり、地方長官補佐の数が十六から二十四に増えた。その正確な時期は知られていないが、一七六四年から六六年のうちに書かれたと推測できる文書が、「数年前から地方長官補佐管区の数が従来の十六から二十四に増えている」と述べている⁽¹⁶⁾。

これらの地方長官補佐とは別に、固有の管轄区をもたず地方長官管区全体について地方長官を補佐する地方長官総補佐 *subdélégué général* の存在もほとんどこの地方長官管区で認められる。この総補佐職は、地方長官府の首席秘書官が兼ねる場合も少なくなかつたが、トゥールでも、一七八三年、デュリクリエゼルが死亡したときに、ジャンティが地方長官職の代行のために総補佐の特任状を与えられ、さらに一七八八年十一月にも、地方長官デーヌの要請により総補佐の特任状を与えられている⁽¹⁷⁾。

84 (17) フランス絶対王政期の地方長官補佐について



トゥール地方長官区内の地方長官補佐管区

以上の地方長官補佐の他に、トゥール地方長官管区では、次のような形で臨時の地方長官補佐が置かれている。十八世紀半ばにラヴァル、ナント間の道路工事が行われていたが、この工事が行われる区域は、シャトー・ゴンティエ、アンジエ、ラヴァルの三つの地方長官補佐管区にまたがり、いずれの地方長官補佐が居住する都市からも遠方にあるため、土木局からの要請により工事区域に近いクラオンの町に地方長官補佐が置かれ、一七六七年十月クラオン塩税局の判事を地方長官補佐に任命していることが、かれが地方長官に宛てた書簡から分かる。⁽¹⁸⁾

次に、われわれが対象とするアンジエ地方長官補佐管区について見ておこう。この管区は次のような特徴をもっていた。第一に、アンジエというトゥール地方長官管区の中ではトゥールとならぶ人口規模の大きな都市が含まれていたことで、このことは、食糧危機や軍隊の駐留のさいに問題が発生しやすい都市民衆層を抱えていることを意味していた。さらに、アンジエには、さまざまな権力が存在ないし介在していた。まず、さまざまな職業団体、それら職業団体ばかりでなく国王役人の団体さえもがそれぞれその選出にあたっては代表を送る都市政府、そして「毎日のように争いが見られる」⁽¹⁹⁾と地方長官補佐が述べるほど不仲の上座裁判所とプレヴォー裁判所があつた。また、代々ロレーヌ家で占められる地方総督は、ロレーヌ家の人脈下にあるオティシャン家によってこれも代々占められるアンジエ守備総督 *lieutenant de roi pour la ville et château* を通じてアンジエ都市役人の選挙に対する干渉など十八世紀においても大きな影響力を行使していた。⁽²⁰⁾ さらに、アンジエは司教座所在都市でもあつた。地方長官補佐は、こうした諸権力の錯綜の中で活動するのである。

しかもトゥールの場合には、地方長官の膝元であるからその監視の目が行き届きやすいのに対し、アンジェはトゥールから西に遠く隔たっていた。一七二一年に地方長官として赴任してきたヴォワイエドール・ミールは、この年アンジェとルマンを訪れた後、財務総監にこう書き送っている。「この二つの都市では、地方長官を丁重にそして外見的には好意をもって迎えました。しかし、内心では地方長官が発ってくれて大喜びしています。実際、この二つの都市がトゥールから離れていることは、両都市で自らが指導者だと自認している者たちが一定の権威を獲得していることに役立っている、と私は見えています」⁽²¹⁾。

さらに、アンジェ管区は、十六の地方長官補佐管区の中でルマン管区と並んで面積が広く、人口も多かった。アンジェのエレクションは、十八世紀半ばで教区数二二六、戸数四万六六五〇、人口約二〇万と記載されている。⁽²²⁾ エマニユエリが地方長官補佐一人当たりの人口をいくつかの地方長官管区について試算しているが、それによると地方長官補佐管区当たりの平均人口は、ボルドー地方長官管区内で五万七〇〇〇、パリ地方長官管区六万、トゥール地方長官管区六万、レンヌ地方長官管区三万六〇〇〇、ポワティエ地方長官管区三万六〇〇〇、エクス地方長官管区一万二〇〇〇で、このアンジェ管区の約二〇万という数は、平均よりもかなり大きな数字となる。⁽²³⁾ そして、ルマン管区が十八世紀半ばにこのエレクションの首邑ルマンに加えて五つの町に地方長官補佐を新たに設けたのに対し、アンジェ管区ではそうした補助的な地方長官補佐が置かれるということもなかった。したがって、この管区は地方長官によって、数ある地方長官補佐管区の中でも重要な管区とみなされていたと考えられる。

第二節 アンジェの地方長官補佐たち

アンジェ管区ではどのような者たちが地方長官補佐に任命されていたかを見ていこう。地方長官補佐は当初、王権に公認されたものではなく地方長官の私的な委託者でしかなかったこともあり、全国的レヴェルで地方長官補佐がいつから存在していたかは、不明である。ただ、タイユ割当ての最終的権限をフランス財務官とエリュから取り上げ地方長官に委ねた一六四二年八月二十二日の国務会議裁決が、同時に地方長官に地方長官補佐を持つことを認めて地方長官補佐を公認したことが、地方長官補佐制の形成の画期とされる。⁽²⁴⁾

(A) 残されている史料の上で、最初にアンジェの地方長官補佐についての言及がなされるのは、ルイ十四世の親政開始後のことである。一六六四年にトゥール地方長官区に派遣されたコルベール(大コルベールの弟にあたる)は、アンジェ市の負債の検査と清算のために「アンジェのセネシャル裁判所総代理官ボワレーヴ氏を任命し、権限を再委任した」。コルベールによれば、ボワレーヴ(Louis Boylesse)は「この都市でもっとも重要でかつもっとも信頼の置ける人物」であり、かれが管区内巡行のさいアンジェに立ち寄ったときには、ボワレーヴの屋敷に宿泊もしている。⁽²⁵⁾ボワレーヴが、「信頼の置ける人物」と表現されたのは、これに先立つフロンドの乱にさいしてかれが示した姿勢によるところが大きいと思われる。この地方では、地方総督ロアン公がコンデ親王に同調して国王政府に叛旗を翻すが、ボワレーヴは国王政府に忠実な姿勢を崩さず、そのためロアン公によって逮捕されアンジェの城に投獄されていたのである。⁽²⁶⁾

(B) 次いで、その存在が知られている地方長官補佐は、地方長官ヴォアザンによって任命されたセレザン(Sébastien Sérezin)である。一六六九年十月二十四日付けアンジエ市評議会議事録によれば、地方長官は、今後は市の会計報告が「かれがその目的のために権限を再委任した」セレザンに対してなされるべしと決定した。⁽²⁷⁾ このセレザンは、祖父の代からの公証人の家に生まれ、まずパリ高等法院の弁護士となり、一六四四年にアンジエのエレクシオンの長官職を購入し、さらに一六六五年五月から六七年四月までの二年間アンジエ市長をも務めていた人物である。⁽²⁸⁾

一六六〇年代のこの二人の地方長官補佐には、この後の地方長官補佐たちと比べると、その権限が特定の問題に限定されたものであること、そしてそれがともに財務行政に関わるものであったという特徴がある。また、セレザンの任命に関して興味深いのは、アンジエ市が自ら地方長官補佐の設置を地方長官に要請していて、その要望を地方長官が聞き入れるという形を取っている点である。市長は、会計を報告し、その検査を受けるために都市役人が地方長官のいるトゥールまで出かけていく手間と費用を省くために、「アンジエに地方長官補佐を設けてくれること」を請願していたのである。⁽²⁹⁾

(C) 次に地方長官補佐が史料の上で現れるのは、飛んで一六九五年のことになる。

このときの地方長官補佐は、ジャレ(René-Joseph Jallet, sieur de la Verouillière)で、後の一七一一年には市参事会員、一五年には市長になる人物である。また、時期は不明だが、騎馬警邏隊の長官代理も務めている。⁽³⁰⁾

(D) 次いで、一六九七年からはバシユロ(Alexandre Bachelot)が地方長官補佐を務めている。バシユ

口は一七〇四年七月までこの職にあり、おそらくここで初めて、特定の用件に限ってではなく恒常的な形で地方長官補佐がこの地方で現れたとみられる。バシユロは父がアンジェの塩倉裁判所の評定官を務めていたブルジョワで、一六九一年には市参事会員に選ばれ、翌九二年に都市役人職が売官職となると、補佐官 *assesseur* 職を購入していた。そして、地方長官補佐であった期間中もずっと市政府のメンバーでもあった。⁽³¹⁾

地方長官は在地的権力である官職保有官僚による弊害を抑え、かれらを監督する目的で中央から派遣されたものである。それゆえ、王権は当初、地方長官が任地でその地域の有力者から補佐を採用することによって生じる不都合に神経を尖らし、その使用を出来る限り短期的かつ限られた権限に制限しようとしていた。しかし、そうした意図とは逆に、地方長官補佐の使用は増えていった。というのも、中央政府はしだいに地方長官の権限を大きくせざるを得ず、それはとりもおさず地方長官補佐への依存を意味していたからである。一六九〇年代には地方長官補佐は、地域によって程度の差はあるにしろ、完全に制度として定着したものと見られる。スペイン継承戦争による財政難のために、王権は一七〇四年四月の王令によって地方長官補佐の職を売官職としたが、これは地方長官補佐の制度としての定着を示すものとも言えるのである。

(E) アンジエ管区では、アミス・デュ・ポンソー (François Amys du Ponceau) が売官職とされたこの職を買った。上座裁判所の弁護士トワソニエの日記に「地方長官殿の補佐の役目 *commissions* が売官職として創設され、わが市ではアミス・デュ・ポンソー殿が交渉した」との記述がある。⁽³²⁾

しかし、地方長官補佐に就任したアミス・デュ・ポンソーは、上座裁判所の官職保有官僚たちの強い反発を受けることになった。アミス・デュ・ポンソー側も当初からある程度の反発を予測していたふしがある。一七〇四年四月の王令と一七〇四年七月二十二日の國務會議裁決の規定により、本来ならば地方長官補佐は上座裁判所の筆頭評定官 *doyen* の次の席次権を与えられているのであるが、アミス・デュ・ポンソーは自らが、一七〇四年四月の王令と七月の國務會議裁決が規定している基準の最低年齢ぎりぎり若きことを理由にして、名誉評定官と六名の古参評定官に上席を譲ることを申し出ているのである。こうした譲歩にもかかわらず、上座裁判所の官職保有者たちの態度は頑なだった。かれが裁判官席に着こうと法衣法帽を身に着けて、裁判の間の戸口にやってくる、上座裁判所の裁判官たちは、アミス・デュ・ポンソーを戸口に待たせたまま評定の間に入り、そこで長時間議論した後、筆頭評定官を含めた七名だけが裁判の間に入った。官職保有者たちのこうした態度の前にアミス・デュ・ポンソーは「退出を余儀なくされた」。

この事件を知った地方長官は、アミス・デュ・ポンソーに國務會議宛の訴状を出させ、それを國務會議に届けた。國務會議は、一七〇五年九月一日の裁決により、アミス・デュ・ポンソーに法廷においても評定の間においても筆頭評定官の次の席次権を認め、官職保有者たちに対しては、アミス・デュ・ポンソーの妨害を行うことを禁じ、これに従わなければ不服従の罪に問うとし、さらに上座裁判所長官に対し、國務會議に出頭しこの件について報告するよう命じた。しかし、その後も官職保有者たちによるアミス・デュ・ポンソーに対するいやがらせは続き、こうした状況に嫌気がさしたアミス・デュ・ポンソーは、一七一二年七月十一日付の証書でデリュオーなる人物に地方長官補佐職を譲渡した。しかし、アミス・デュ・ポンソーの仕

事ぶりを評価していた地方長官テュルゴーは、かれがこの官職を手放すことを望まず、この辞任は一七一三年七月二十五日の國務會議裁決によつて無効とされた。⁽³³⁾

それ以前の地方長官補佐については、残された史料の上では、官職保有官僚との軋轢はないように見えるのに、なぜアミス・デュ・ポンソーの場合にはこうした事態が生じたのだろうか。第一に、リコマールが明らかにしているように地方長官補佐職の売官化に際しては全国的規模で官職保有官僚からの反発があつた点に留意する必要がある。リコマールはその理由として、二点を挙げてゐる。ひとつは、新たに売官職とされたこの官職に与えられた諸特権がもとで、官職保有官僚の嫉みを買つたり席次争いが生じたといふこと。しかし、さらに重要な要因として、そうしたローカルな次元とは別に、かれらの上級審にあたる高等法院や租税法院が地方長官補佐職の売官化に反対して、現地における反対運動を裏から扇動したことがあるとする。⁽³⁴⁾

第二に、アンジエに固有の理由があると考えられる。アミス・デュ・ポンソーはアンジエの間人ではあるものの、⁽³⁵⁾それまでの地方長官補佐と異なり、官職保有官僚や都市役人の経歴を持っていなかった。したがつて、地方政治の既存の権力構造に組み込まれていなかった人物が地方長官補佐になったことが、反発を招く要素であつた可能性がある。

(F) こうした反発と関わりがあつたかどうかは不明だが、一七一四年二月には、上座裁判所評定官でありかつ市政府の終身評議員でもあつたグレジル (François Grezil) がこの職を購入した。一七一五年八月に売官職は廃止され所有者に払い戻しがなされるが、グレジルはこの制度の変更後も一七二七年十二月に

死亡するまでこの職に留まる⁽³⁶⁾。

(G) 次に就任したオードゥアン (Audouin, sieur de la Blanchardière) は一七二八年三月に地方長官補佐に任命された時点で治安総代官 lieutenant général de police とブレヴォー裁判所長官でもあり、死去する二九年八月までこの三つの重要なポストを兼任した⁽³⁷⁾。その点で、かれの地方長官補佐としての活動がどのようなであったが興味を惹かれるが、残念ながらほとんど史料が残っていない。地方長官との間で交わされた書簡からその活動の実態が分かるのは、この後の二人の地方長官補佐についてのみである。

(H) オードゥアンの死後、地方長官補佐に就任したのは、ジェルマン・フランソワ・プーラン (Germain-François Poulain, sieur de la Guerche) である。かれは、一七二九年から死去する六九年九月まで、四十年間にもわたって地方長官補佐を務めた。同時に、一七二四年四月から五六年まで上座裁判所の評定官 (五八年、名誉評定官)、一七三三年から三八年まで二期にわたってアンジェ市長を務め (その後、市の終身評議員)、官職保有官僚の世界とも市政府とも太いパイプをもった (なお、かれは地方長官宛ての手紙では領地の名である。La Guerche。と署名するのを常としていたので、本稿では以下、ジェルシュと記述する⁽³⁸⁾)。

(I) ゲルシュの死後、その次男シャルル・ジャン (Charles-Jean Poulain, sieur de la Marsaulaye) が地方長官補佐の職務を引き継いだ (かれも、地方長官宛ての手紙では領地の名から。De la Marsaulaye。と署名していたので、本稿では以下、マルソーレと記述する)。ただし、マルソーレは、父の生前から地方長官補佐の職務を実質的に協同で行っていた。ゲルシュの生前は地方長官からの手紙はすべてゲルシュ宛てに

なっているが、地方長官への手紙にはゲルシユが署名をしている場合と、マルソーレが署名をしている場合の両方がある。一七五八年七月からマルソーレの署名が見られるので、遅くともこの時期から仕事を手伝っていたことが分かる。⁽³⁹⁾マルソーレの在職期間も長く、一七九〇年、地方長官補佐の制度が廃止されるまでこの職を務めた。

こうしたアンジェの地方長官補佐たちから、何が読み取れるだろうか。第一は、かれらのすべてが在地の名望家であり、多くが官職保有官僚あるいは市政府の役人という経歴をもっていたことである。しかも、そのさい一時期だけ都市参事会員になったという程度ではなく、長期にわたって中心的な位置にある者が多い。さらに、官職保有官僚あるいは市政府役人の両方を兼ねている者も少なくない。これは、アンジェ管区が先程述べた重要性をもっていたために、たんにその土地の事情に通じているというだけでなく、その人間を通じて、地方長官が上座裁判所やアンジェ都市政府のような手強い団体に影響力を増やせるような、そうした者が任命されたと考えられよう。

第二。しかしながら、官職保有官僚でも市政府の構成員でもない例外が二人いることにも留意しておく必要がある。ひとりは、売官化された時にこれを購入したアミス・デュ・ボンソー、もうひとりは最後の地方長官補佐マルソーレである。アミス・デュ・ボンソーの場合、売官職ということで、他の地方長官補佐が任命される場合と異なった要素が、かれが地方長官補佐になるにあたって入り込んできた結果とも考えられる。ただし、アミス・デュ・ボンソーは官職保有官僚からの反発を受けるといふ形でその代償を支払わねばならなかったが。

他方、マルソーレの場合はどうだろうか。かれの場合まず、父のゲルシュは官職保有官僚の世界と市政府、いずれにおいても有力なメンバーであつたことに注意する必要がある。では、なぜ息子はそのどちらの世界にも入らなかつたのか。その理由としては、二つのことが挙げられよう。まず、国王裁判所や市政府の威信が低下している一方で、プーラン家が社会的に上昇しているということがある。国王裁判所の威信の低下を示すものとして、その官職価格の低落がある。上座裁判所の評定官の職の価格は、十八世紀に入つて大きく下がっている。一七四〇年にゲルシュが報告しているところによれば、「今は、六千から七千リーヴルだが、二十から二十五年前には一万八千から二万リーヴル、さらに四十から四十五年前には二万五千から三万リーヴルして⁽⁴⁰⁾いた」。また、市政府の權威も、それを誇張しないように気をつけなければならぬとしても、王権による後見行政によつて低下している。他方、プーラン家はマルソーレの祖父の代にはブルジョワであつたが、一七八九年にアンジュー地方の貴族集會が開かれたときにはマルソーレも含めてプーラン一門から五家が出席する有力家系になつて⁽⁴¹⁾いた。

このため、マルソーレは国王官職を購入したり、都市役人になることに魅力を感じていなかったと考えられる。これに対して、地方長官補佐の仕事（地方長官補佐にも重要な地域を管轄している者とそうでない者がいてその重要性にはかなり格差があるので、少なくともアンジエの地方長官補佐の仕事は、と言つた方が正確かもしれない）は、それを行ふに値すると、マルソーレが考へていたことが分かる。第二の理由として、地方長官補佐の仕事の忙しさ（地方長官補佐が王権の官僚行政の中しつかりと組み込まれて行く十八世紀半ば以降、顕著になつてくるが、この点は後の章で見る）が兼職を見送らせた可能性もあ

る。

では、マルソーレは、地方長官補佐の仕事を行うことのどこに意味を見出していたのだろうか。王権が地方長官補佐を採用する理由についてはすでに見たが、ここで、地方長官補佐になる者の側の動機も考えておきたい。まず、報酬はどうだろうか。地方長官補佐には、先に引用した地方長官宛てのジャンティの手紙でも述べられていたように、原則として報酬はない。地方長官レスカロピエの命令で編纂が始められた『トゥール総徴税区要覧』によれば、トゥール地方長官区内の「二十四人の地方長官補佐には、いっさい給与 appointments は支払われていない。しかし、官廷はかれらに特別手当 gratifications を与えている。特別手当は地方長官殿の特別の要請によつてカピタシオンの「上乘せ分」から拠出される。これは毎年与えられるものではまったくない。ただし、かれらは、租税の減免と二十分の一税の減額を得る。また、国王民兵の徴集が行われるときは、くじに当たる者ひとりにつき五リーヴルを慣例として得る。この五リーヴルは、委任官、書記、騎馬警邏隊の移動の費用に充てられる」とされる。⁽⁴⁾

ここでは、特権についても述べられているが、こうした特権がどのような意味を持つかは、社会層によつて異なる。弁護士（アンジェでは見られないが、他の管区では地方長官補佐になつてゐる事例が少なくない）などにとつてはその特権は重要であつたろうが、マルソーレがそうである貴族や他の地方長官補佐たちがそうであつた官職保有者のようにすでに特権を享受している層にとつては、地方長官補佐に与えられる特権は利益をほとんどもたらさない。すると、そうした層にとつて、地方長官補佐になることのもつとも大きな利点は、地方長官と結びつきをもつことによつて、すなわち王権と結びつくことによつて、地

域社会における地位が高められること、と考えられる。

地方長官補佐たちのプロフィールから読み取れる第三の特徴は、ゲルシュとマルソーレの父子がともに長期に在職している点である。ゲルシュは六人の地方長官の下でその補佐をつとめた。また、マルソーレも、レスカロピエが十年、デュルクリュゼルが十七年というように地方長官の任期自体が長くなっている中で、父と協同で仕事をしている時期も含めれば三人の地方長官の下で働いている。このように在職が長期に及んでいるのは、実は、地方長官補佐だけではない。すでに、地方長官部局の構成員について述べたし、後述するように地方長官補佐事務所の書記にも当てはまるのである。これは地方長官が、地方長官府や地方長官補佐事務所の仕事における継続性を重視していることを意味している、と考えられる。父から息子へと継承されたこと、父と息子の協同を認めていることも、そのことを示していよう。そのことは、また、地方長官補佐の職務の遂行に必要な法律の知識を有し、その地方の事情によく通じ、王権にある程度以上の忠誠心をもっているという条件を備えた人間がそう多くは見つからないということとも関わっていた。

第三節 地方長官補佐事務所

地方長官補佐事務所には、一名の書記 *secrétaire* が存在するのが通例である。地方長官補佐が売官化された時期には一七〇七年一月の王令によって、各地方長官補佐事務所に書記を設けることが定められており、この規定は王権の財政的必要性によるものであると同時に地方長官補佐事務所の実際のあり方を反映してい

ると考えられる。

地方長官補佐が地方長官に宛てた書簡には、地方長官補佐自身が書いたものと書記ないし事務員が代筆したものがある。書記ないし事務員が代筆している場合は、署名のみ地方長官補佐が書くので、ほとんどの場合、それを書いている書記ないし事務員の名前は分からない。しかし、アンジェ管区の場合、以下の①②③の場合に、書記の名前が記述されていることよって、書記のおよその在職期間を明らかにすることができる。①史料として残されている数はごく少ないが、地方長官府の部局の秘書官あての書簡を、地方長官補佐の書記が自分の名前前で書いている。②地方長官補佐事務所がつくった調書において、筆記者として書記の名前が書かれていることがある。③アンジェのアルマナに一七七三年から地方長官補佐および書記の名前と住所が掲載されている。⁽⁴⁴⁾

この①②③を突き合わせると、まずオルトゥド Horode が少なくとも一七二八年四月十日から一七四三年九月七日の期間、ル・パージュ Le Page が少なくとも一七四八年五月十五日から一七八一年十月の期間、ボカージュ Touzé de Bocage が少なくとも一七八一年十月三十一日から一七八九年一月十二日の期間、在職していることが分かる。

書記の数は一名と見てよいだろう。右に挙げた三名の在職期間は重なることはないし、アルマナにも書記として一人しか掲載されていない。書記個人についての情報はほとんどないが、ル・パージュについては、途中から騎馬警邏隊の書記職も兼任していたことが分かる。騎馬警邏隊の書記職をつとめていたかれの伯父が死去したさい、かれはこの職を引き継ぎたいと思い、これをマルソーレが後押ししている。

マルソーレは地方長官にこう書いて、口添えを請うた。「私の書記であるル・パージュ氏が(トウール地方長官管区) 騎馬警邏隊長官 *prévôt de la maréchaussée* のボダール殿と連名で国務会議に、かれの伯父のル・パージュ氏が死去したことによって空席となつている騎馬警邏隊の書記の職を求めました。父と私も、これに賛成しました。というのも、騎馬警邏隊の書記に仕事があるのは時々だけです。これが地方長官補佐事務所での仕事にいささかも支障を生じさせることはないと考えたからです。それにまた、騎馬警邏隊の書記職の俸給 *gages* が、それはわずかなものではありませんが、ル・パージュ氏の生活の足しになると考えたからでもあります。地方長官補佐事務所の書記の手当て *émoluments* は本当にわずかなものでしかありません。これは、ル・パージュ氏がわれわれの事務所に留まつていてくれるようにと父と私が考えたひとつの手段なのです。どうぞ、ル・パージュ氏のために有利な意見を述べてやつて下さるようお願いいたします⁽⁴⁵⁾」。

もつとも、こうした推薦や口添えは、現地における情報をもたない中央政府の側も必要としていたのであつて、マルソーレが地方長官に手紙を書く以前に、すでに陸軍卿シヨヴズールから地方長官宛てに次のような要請が来ていた。「貴殿の管轄区の騎馬警邏隊長官のボダール氏が、アンジェの騎馬警邏隊の書記のル・パージュ氏の死亡を伝えてきました。また、ボダール氏はこのポストを故人の甥であり、すでに数年にわたつて伯父の下で働いていてこのポストを引き継ぐのに相応しいル・パージュ氏に与えることを求めました。他方、私は、同じく故人の甥と称する弁護士のピエール・ロシユド・ヴィルからも、このポストを求める請願を受け取っています。そこで、この二人の候補者の人物についてお知らせいただき、さら

にどちらがより能力があり優先されるべきかを報告してください。もし二人ともこの職を遂行するのに不
 適当であると貴殿が判断された場合には、他の候補者をご推薦下されば幸いです⁽⁴⁶⁾。ここからは、また、
 ル・パージュが地方長官補佐事務所の仕事をしながら、伯父の生前から騎馬警邏隊の書記の仕事にも関わ
 っていたことが窺える。

こうした書記のほかに、書記の仕事を補佐する者の存在が見出せる。前述の訴訟手数料事件で「書記の
 事務員」なる者が登場していたが、その他にも、ル・パージュが、*mon copiste* に言及しているし⁽⁴⁷⁾、ま
 た、ボカージュも、*mon commis* に触れていて⁽⁴⁸⁾、同様の存在が少なくとも一名存在することを窺わせる。
 また、ゲルシユやマルソーレのもので、右に挙げた書記のものでもない筆跡で書かれた地方長官宛ての
 手紙や調書も存在しており、これはおそらくこうした事務員のもつと推測される。ただし、こうした者た
 ちが一時的に雇われていたものか、書記のように事務所に必要不可欠の存在として常に雇用されていたも
 のかは判断できない。

書記の実際の仕事の内容を明らかにする史料はごく少ないが、ここでは、書記の仕事はたんなる事務に
 とどまらず、地方長官補佐がその職務を遂行する上で大きな役割を果たしていたであろうことを指摘して
 おきたい。たとえば、ボカージュは、一七八五年に「アンジェの地方長官補佐管区における民兵徴募のた
 めに任命された委任官 *commissaire*」として教区における国王民兵徴募のための籤引きの集会を主宰して
 いる⁽⁵⁰⁾。また、書記が行なっていたタイユ台帳の作成⁽⁵¹⁾や国王民兵徴募のための名簿作りは、各教区の実情に
 ついての確かな知識を必要とするものであった⁽⁵²⁾。

註

- (1) *Tableau de la généralité de Tours depuis 1762 jusques et y compris 1766*, rédigé sans doute par l'ingénieur de Voglie. Pub. par François-Constant Uzureau, Angers, Srandeau, 1901, p. 34.
- (2) Jean-André Toumerie, La fin de l'intendance de Tours, *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. 85, 1978, no 3, p. 413. このマールヌリの地方長官部局についての研究は、主として一七九〇年三月にジャン・ヤンが財務監察官 intendant des finances のフロンデル Blondel に提出した報告書による。フロンデルは、マールヌリ・モンジーム下の行政機構を働いていた者に対する年金の請求を国民議会に提出する仕事を担当していた。
- (3) Toumerie, *op.cit.*, p. 410.
- (4) *Ibid.*, p. 433.
- (5) *Ibid.*, p. 410, p. 433.
- (6) *Ibid.*, p. 433, note, 148.
- (7) 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』日本エディタースタール出版部、一九九八年。
- (8) マールヌリ管区の地方長官たちの経歴については、François Lebrun, Les intendants de Tours et d'Orléans aux 17e et 18e siècles, *Annales de Bretagne*, no 2, 1971, pp. 287-305 に詳しい。
- (9) Mémoire de Mézeray remis à l'intendant, sans date [ADIL, C148 J].
- (10) L'intendant Du Cluzel à Genty, en date du 9 mars 1783 [ADIL, C148 J].
- (11) Genty à l'intendant Du Cluzel, en date du 12 mars 1783 [ADIL, C148 J].
- (12) Mémoire de l'intendant Du Cluzel, en date du 28 mars 1783 [ADIL, C148 J]. 各々の事件については、*ドキュメント* 取の王政 (Dumas, *op.cit.*, pp. 316-18)°
- (13) Toumerie, *op.cit.*, pp. 408-110, p. 429, note 94.
- (14) Ricomnard, L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants (1704), pp. 97-98. 各々、一七

○四年王令は、管轄区について次のように述べている。「エレクシオン地方においては各エレクシオンの首邑に、三部会地方においては各司教区ないしバイイ裁判所管区に、さらにまた他の都市でも今日にいたるまで地方長官補佐が設けられていた主な都市、あるいはそれが設けられることが必要とみられる都市に、地方長官補佐は設けられる」(Brossault, *op. cit.*, p. 61)。

- (15) *Registre de Bureau des finances de la généralité de Tours Edits et lettres patentes de Louis XIV*, p. 166, [ADIL, C431 D].
- (16) Dumas, *op. cit.*, pp. 3-4.
- (17) Tournier, *op. cit.*, p. 410. 地方長官総補佐については、以下を参照。Michel Antoine, *Les subdélégués généraux des intendances, Revue historique de droit français et étranger*, 1975, pp. 395-435 ; repris dans, *Le dur métier de roi*, PUF, 1986.
- (18) この事実はい、地方長官補佐に任命されたクラオン塩税局の判事が地方長官に宛てた書簡から分かる (Lettre du 16 octobre 1767 [ADII, C166 D]).
- (19) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 23 juillet 1740 [ADII, C 338 I] (地方長官補佐 Guerche については後述)。
- (20) Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 51.
- (21) François Lebrun (sous la direction de), *Histoire d'Angers*, Privat, 1975, p. 109.
- (22) 一七四六年に、各地方長官補佐が新任の地方長官サマッレマンに送った調査 (I ADII, C 337 D)。また、その二十年後の調査では、五万二二八〇〇とさう数字がある (Tableau de la généralité de Tours, *op. cit.*, p. 10)。
- (23) Emmanuelli, *Un mythe de l'absolutisme bourbonnien*, p. 51. また、フザンマンについては、フロンローが五万六六〇〇とさう数字を挙げてくる (Brossault, *op. cit.*, p. 71)。
- (24) 地方長官補佐制度の形成について要約的には、吉田弘夫「アンタンダン制における地方長官補佐官職の売買につ

571(4) 111-112頁。

- (25) Rapport au Roi sur la province de Touraine de Colbert de Crossy, Charles, (1664), éd. par Paul Marchegay, dans *Archives d'Anjou, Recueil de documents et mémoires inédits sur cette province*, 2 vol., Angers, 1843-1853; t. 1, p. 171, p. 173; Avant propos au Rapport par Marchegay, t. 1, p. 115.
- (26) ホロナーマンの著作、回替の條河上ルヤの書かきた Barthélemy Roger, Histoire d'Anjou (écrit vers 1670), *Revue de l'Anjou*, 1852, p. 517 以下記載あり。
- (27) AM, BB93, fo 30, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 55, note 68.
- (28) ヤコキニゴスルヤ、Léonce Gontard de Launay, *Recherches généalogiques et historiques sur les familles des maires d'Angers, accompagnées de pièces inédites provenant des Archives départementales et de la Bibliothèque de la ville*, 5 vol., Angers, 1893-1899, t. 3, pp. 132-33.
- (29) AM, BB93, fo 30, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 55, note 68.
- (30) AM, BB100, fo 95, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 56, note 78; t. 2, p. 307.
- (31) AM, BB101, fo 32, BB103, fo 74, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 56, note 78.
- (32) Étienne Toisonnier, Journal (1683-1713), publié par Marc Saché, sous le titre *Trente années de vie provinciale*, Angers, 1930, p. 56.
- (33) Ricommand, L'érection en titre d'office des subdélégués des intendants (1704), pp. 84-86.
- (34) Ibid., pp. 87-91.
- (35) アンジエには、ウエストファリア条約締結にあたって予備交渉を行った十七世紀の外交官 Pierre Amsy du Ponceau やその甥フアンジエの文芸アカデミーメンバーであったり、Pierre Amsy du Ponceau を輩出した家系がある。この家系は、アンジエ地方のシャトール・コンティエの出身で、外交官の Amsy du Ponceau の叔父と父は、ブルターニュ高等法院の評定官であった。Clésin Port, *Dictionnaire historique, géographique et*

- biographique de Maine-et-Loire, 2e éd revue et mise à jour, Angers, 1965-1996, 4 vol., article « Anys du Ponceau ». 地方長官補佐になったアミノス・マニェボモンは、この家系に属すると推測される。*
- (36) ADML, 5F1, 291, notaire Drouault, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, p. 56, note 81. なお、売官職の廃止全般については、Ricommard, La suppression et la liquidation des offices des subdélégués des intendants, pp. 36-95°.
- (37) AM, BB 109, fo 29, cité par Maillard, t. 1, *Le pouvoir municipal*, p. 56, note 83 ; Gontard de Launay, *op. cit.*, t. 1, p. 39.
- (38) ベーラン家については、Gontard de Launay, *op. cit.*, t. 1, pp. 139-76°.
- (39) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du juillet 1740 [ADIL, C42]. 被回び仕事をやっていた期間における父子の間での役割分担の実態を示す史料はないが、しだいに、マルソーレが実務を担うようになっていったと思われる。たとえば、マルソーレが地方長官府の秘書官に死つた次のような手紙がある。「私が不在の間に父が公証人の問題に関わる書類をそちらに送り返してしまつたことなど、たいへん驚かれたことと存じます。そちらから私に書類が送られてくる理由を父に説明しておくことが出来ませんでした。父は、公証人の問題は二年前に終了してしまつて書類が送られてきたのは誤りだ」と思ったのです。」(Lettre de Marsaulaye à Bruleys, secrétaire de l'intendance, en date du 3 février 1759 [ADIL, C386 J]°)
- (40) Lettre de Guersch à l'intendant, en date du 23 juillet 1740 [ADIL, C338 J, cité par Maillard, *Le pouvoir municipal*, t. 1, pp. 258-59.
- (41) Gontard de Launay, *op. cit.*, t. 1, x-xii.
- (42) *Tableau de la généralité de Tours, op. cit.*, p. 34. 「上乗せ分」とは、カピタンオンを徴収するときに、徴収額が割当額を下回らなかつた、実際の割当て額に上乗せして課税されたもの。
- (43) Ricommard, Les subdélégués des intendants en titre d'office et leurs greffes dans le département de

Meuz (1704-14), pp. 546-47.

- (44) *Almanach angevin* (titre exact variable selon les années), Angers, un volume par an de 1737-1790, in-12. に一七七三年から地方長官補佐および書記の名前と住所が掲載されている。
- (45) Lettre de Marsaulay à l'intendant, en date du 9 janvier 1764 [ADII, C77 J.
- (46) Lettre de Choiseul à l'intendant, en date du 31 octobre 1763 [ADII, C77 J.
- (47) Lettre de Le Page au secrétaire de l'intendance, en date du 13 juillet 1754 [ADII, C395 J.
- (48) Lettre de Bocage au secrétaire de l'intendance, en date du 16 mai 1785 [ADM, C5 J.
- (49) 書記の実際の活動内容に触れた研究文献も、菅見の限りでは Brossault, *op. cit.*, pp. 221-23 しかなく。
- (50) Lettre de Bocage au secrétaire de l'intendance, en date du 16 mai 1785 [ADM, C5 J.
- (51) 地方長官補佐事務所の書記によつて「作成され、確定された」マンジェのエレクシオンのタイユ台帳が残されてる ([ADM, C127 J)。
- (52) ボカージユが国王民兵徴募の仕事をかたり担つていた点については、一七八五年に自分の名前でジャンティに宛てた手紙からも判る。教区への配布用の国王賦役についての王令の雛形を受け取ったと書いた後、こう述べている。「今年の国王民兵徴募に関する用紙の一部も受け取りました。各教区から徴集すべき民兵の数の配分名簿を十分に注意してつくるつもりですし、その数を出すために必要なすべての作業にも気を配ります」 (Lettre de Bocage à Geny, premier secrétaire de l'intendance, en date du 12 février 1785 [ADII, C164 J)。